

人口減少地域移住等住宅改修支援事業補助金

○ 補助の概要

子育て世帯や若年夫婦世帯が人口減少地域に移住等する目的で、住宅等をリフォームする人に対して補助金を交付します。

○ 補助の条件

- 移住するのが子育て世帯（18歳未満の子を扶養する世帯）又は 若年夫婦世帯（夫婦世帯で年齢の合計が満80歳以下の世帯。）であること。
- 移住（リフォーム）する住宅が人口減少地域内にあること。
- 移住（リフォーム）する住宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内でないこと。
- 移住（リフォーム）する住宅に子育て世帯又は若年夫婦世帯がまだ居住していないこと。
- リフォームした住宅に5年以上継続して居住する意思があること。

○ 以下の※のどちらかに全て該当すること。

※ 親世帯が居住する住宅に移住（同居）するため、親世帯の住宅をリフォームする場合

- 移住（リフォーム）する住宅は、すでに親世帯が5年以上居住していること。
- 移住を行うもの又は住宅を所有する親世帯がリフォームを行うこと。

※ 取得した住宅に移住するため、住宅をリフォームする場合

- 移住（リフォーム）する住宅は、子育て世帯や又は若年夫婦世帯が3年以内に購入、相続等により取得していること。

○ 補助対象行為

 以下のリフォームの内容が補助の対象となります。

1. 床材、内壁材、天井材又は内部建具の設置、取替え、修繕又は塗装
2. 階層の増加を含まない間取りの変更
3. 基礎、土台、柱等の構造躯体の各部の修繕又は補強
4. 開口部、外部建具、外壁、屋根、雨樋又は庇の設置、取替え、修繕又は塗装
5. 風呂、台所、便所又は給湯器の設置、取替え又は改良（修繕を含む）
6. 空き家に係る給排水又は電気若しくはガスの供給に係る設備


○ 補助金額

- 上記の補助対象行為に係る費用の3分の1 ただし、上限30万円

○ 連絡先 〒 739-8601
東広島市西条栄町8番29号 本館6階
東広島市 建設部 住宅課 計画調整係
電話：082-420-0946
ファックス：082-422-5010
メール：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp

人口減少地域移住等住宅改修支援事業補助金

手続きの流れ

 は補助申請者

 は市となります。

○ 事前相談（必要に応じて）

市役所 住宅課（本館6階）に来庁 又は 電話（082-420-0946）にて、
補助の要件 や 申請書類 についてご相談ください。

○ 補助金の交付申請 以下の書類が必要となります。

- 東広島市人口減少地域移住等住宅改修支援事業補助金交付申請書 ホームページに様式有
- 改修工事の見積書の写し
- 工事を実施する箇所及び工事の内容を明らかにする書類
(平面図(間取図)に改修工事箇所・内容を書き込んだもの など)
- 改修工事を実施する箇所の現況写真
- 誓約書兼同意書 ホームページに様式有
- 建物の登記事項証明書 又は 固定資産税納税通知書 等 (空家の所有権を有することを証する書類)
- 子育て世帯全員の住民票の写し
- 申請者の市税の滞納がないことを証する書類
(親世帯住宅の改修を行う場合) 同居する親世帯全員の住民票の写し
 親子関係が分かる戸籍全部事項証明書

※ 改修工事の
契約前に申請
してください。

○ 補助金交付決定 申請の審査を行い（2週間程度）、補助金交付決定通知書を送付します。

○ 改修工事の実施

- ※ **必ず、補助金交付決定通知書を受け取った後に、業者と契約を行い、改修工事に着手してください。** 交付決定前に工事着手すると補助金を交付できません。
- ※ **工事内容を変更・中止したい場合は、着手する前に市役所住宅課に相談してください。**

○ 実績報告 工事に係る支払いが完了したら、以下の書類を提出してください。

- 東広島市人口減少地域移住等住宅改修支援事業補助金実績報告書 ホームページに様式有
- 工事請負契約書 等
- 工事に要した経費の内訳が確認できる書類
- 領収書 (支出に関する証拠書類の写し) ※ 相手方の受け取りが分かること。
- 改修工事の内容が確認できる写真

※ 支払完了後30日以内又は
3月15日のいずれか早い日まで

○ 交付額の決定 実績報告の審査を行い（2週間程度）、補助金額確定通知書を送付します。

- 補助金請求 東広島市空家対策事業費補助金交付請求書を提出してください。(実績報告時でも可)
ホームページに様式有 ※ 請求書を受理してから、支払いまで2週間程度かかります。